



65歳以上の人及び要支援認定者
 津別町地域包括支援センター、もしくは津別町役場保健福祉課（介護保険担当窓口）に相談します

デイサービスやホームヘルプサービスのみ利用する

いいえ 又は
 明らかに要介護状態の場合
 要介護（要支援）認定申請をします

はい 又は わからない
 認定調査（一次判定）及び
 基本チェックリストを受けます

要介護
1～5の方

要支援
1・2の方

非該当の方

生活機能の低下が
みられた方

自立した生活が
送れる方

居宅介護支援事業所と
ケアプランを作成します

包括支援センターと
介護予防ケアプラン
を作成します

介護予防ケアマネジメント
 包括支援センター等で、本人と家族と
話し合い、ケアプランを作成します
 【対象者】要支援者、事業対象者

介護保険の
介護サービス利用開始

介護保険の介護予防サービスが利用できます
 ※介護保険のサービスと総合事業の両方を利用できますが、
 内容が重複するサービスは利用できません

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の判定を受けた方

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方でサービス利用が必要な方

①介護予防・生活支援サービス事業が利用できます

65歳以上のすべての方

②一般介護予防事業が利用できます